別記

特定個人情報等の取扱いに係る特記事項

(定義)

第 1 条　個人情報とは、発注者から受注者に開示又は提供される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述又は画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することによって当該個人を識別することができるものを含む。)を言い、その開示又は提供媒体を問わない

2.　個人番号とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。を含む。）を言う。

3.　特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報を言う。

(特定個人情報の適切な取扱い)

第 2 条　受注者は、特定個人情報を発注者の機密事項としてその保護に努め、これを適法かつ適切に管理･取り扱うものとする。

(利用目的)

第 3 条　受注者は、特定個人情報を、本件業務の遂行のためにのみ利用するものとし、番号法により例外的取扱いができる場合を除き、その他の目的には利用しないものとする。

(第三者への非開示等)

第 4 条　受注者は、特定個人情報を、両当事者以外の第三者に開示又は漏洩しないものとし、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2.　受注者は、特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、取り扱う事務を実施する場所及び特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する場所を明確に定め、安全管理措置を講じるものとする。

(特定個人情報の持出し)

第 5 条　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を発注者が指定した場所で行い、特定個人情報等が記録された機器、記憶媒体、書類等を当該場所以外に持ち出してはならない。

(従事者に対する監督・教育)

第 6 条 受注者は、従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2.　受注者は、従業者に対し、特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うものとする。

（再委託）

第 7 条　受注者は、本件業務を処理するための特定個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、その取扱いを再委託先（再委託先が受注者の子会社である場合を含む。）に委託してはならない。なお，再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2　受注者は,前項の規定による承諾を受ける場合は、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3　受注者は、発注者の承諾に基づき本件業務の全部又は一部を再委託先に委託する場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。

（管理状況の報告・調査）

第 8 条　受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

2.　発注者は、受注者が本件業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

（責任者の明確化）

第 9 条　受注者は、本件業務の遂行にあたり、特定個人情報の取扱いに関する管理責任者を定め、発注者に報告するものとする。

（事故発生時の措置）

第 10 条　受注者は、万が一特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合には、直ちに発注者に通知するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を、自らの責任と負担で講じるものとする。

2.　前項の場合には、受注者は、発生した事故の再発を防ぐため、その防止策を検討し、発注者と協議の上決定した防止策を、自らの責任と負担で講じるものとする。

3.　万が一、受注者において特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生し、発注者が第三者より請求を受け、また第三者との間で紛争が生じた場合には、受注者は発注者の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合、発注者が損害を被った場合には、発注者は受注者に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

（特定個人情報の返還）

第 11 条　受注者は、発注者からの本件業務の委託が終了したときは、速やかに発注者から提供された特定個人情報及びその複製物を返還するとともに、記憶媒体に記録した特定個人情報がある場合には、これを完全に削除し、以後特定個人情報を保有しないものとする。

（特定個人情報を扱う従業者の明確化）

第 12 条　受注者は、従業者等を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。